

千葉県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業
補助金の対象となる経費の例（病院・医科診療所・助産所）

【留意事項】

下表は、新型コロナウイルス感染症に対応した感染防止対策や診療体制確保等が目的の場合に補助金の対象となる経費の一例を挙げたものです。表に掲載がない経費についても、同目的のために使用するものであれば補助金の対象として認められます。

【補助金の対象となる経費】

補助金の対象となる経費	対象経費の例
(1) 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備	消毒剤（消毒用エタノール、次亜塩素酸Na等）、サージカルマスク、ディスポ手袋、フェイスシールド、ゴーグル、施設消毒委託業務等
(2) 待合室の混雑を生じさせないよう、予約診療の拡大や整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知し協力を求める	院内の患者誘導用に用いられる看板、必要な静止画・動画等を表示できるディスプレイ、タブレット端末、スピーカー等とこれらに有線・無線接続するPC等周辺機器、無人受付・問診システム等
(3) 発熱等の症状を有する新型コロナ疑似患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫等	パーテーション、ビニールカーテン、アクリル板、掲示物（デジタルサイネージ、ホワイトボード等）等
(4) 電話等情報通信機器を用いた診療体制の確保	電話や情報通信機器を用いた診療（いわゆるオンライン診療）に必要な経費（電話機、PC等情報通信機器）等
(5) 感染防止のための個人防護具等を確保する。	サージカルマスク、ディスポ手袋、フェイスシールド、ゴーグル、アイソレーションガウン、ヘアキャップ等

(6) 医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）	新型コロナウイルス対策を目的とした研修会費用（講師謝金、講師旅費、参加者旅費、会場使用料、資料印刷費、研修会参加費等）等
(7) その他感染拡大防止対策に係る経費	手指消毒剤、消毒剤ディスペンサー、ハンドソープ、ペーパータオル、手洗設備の自動水栓化、白衣クリーニング、HEPA フィルター付き空気清浄機、エアカーテン、換気設備、サーキュレーター、非接触型体温計、サーマルカメラ、網戸等

【補助金の対象外となる経費】

- 従前から従事する者の人件費
- 通常の医療の提供を行う者の人件費
- 新型コロナウイルス感染症に対応した感染防止対策や体制確保等以外の目的で使用する経費